

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

譲渡又は引渡について（通知）（案）

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に係る取扱いについて、下記のとおり運用する。

記

1 譲渡又は引渡とは

法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡とは、危険物施設に関する全権（許可、届出、廃止等）を移転する変更行為をいい、その取扱いに係る説明は次の(1)及び(2)のとおり

なお、危険物施設の管理及び運営権のみの委託等に関しては、これに該当しないことから、証明に必要な関係書類を添付させた軽微変更届出書（北はりま消防組合危険物規則（平成23年規則第33号）様式第17号。以下同じ。）を提出させること。

この場合、それ以降の許可又は廃止に関する以外の届出に関してはその者が行うことができる。

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等の債権契約により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、競売、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいう。

2 譲渡又は引渡の証明

(1) 譲渡の証明

譲渡の登記の写し若しくは譲渡契約書の写し又は譲渡人の発行した所有権を移転した旨の証明書を添付すること。

(2) 引渡の証明

引渡に係る契約書の写し又は引渡人の発行した引渡の契約がなされた旨の証明書を添付すること。

3 譲渡又は引渡とならない例

次の場合は、軽微変更届出書により資料を提出すること。

(1) 製造所等の全権を伴わない管理者の変更

ア 雇用契約が締結されている従業員に管理権を委任した場合

イ 製造所等の管理を他人に委任した場合

(2) 設置者の名称変更

ア 同一組織内の所管変更により、設置者が変更した場合

イ 国又は地方公共団体等の製造所等で、庁、部局等の長が設置者となっているもので
組織内の所管変更により、設置者が他の庁、部局等の長に変更された場合

ウ 設置者である会社等の名称を変更した場合